

水道事業に対する財政支援の採択基準等の撤廃 及び緩和について

四国部会提出
説明担当 高知市

(理由)

水道事業者は、安全で安定した水道水の供給を確保するため、水道施設の建設や改良に取り組んできた。

一方、人口減少に伴い、給水人口や料金収入の減少、水道施設の更新需要の増大、東日本大震災を踏まえた震災対策等、非常に厳しい状況に直面している。

今後も強靱で持続可能な水道を構築していくために、水道施設の更新事業や耐震化事業等に取り組まなくてはならないし、これらの事業実施には国からの財政支援は必要不可欠である。

ついては、これらの事業実施のため、国において次の事項について、特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 緊急時給水拠点確保等事業について、採択基準における資本費単価、水道料金等の要件の撤廃又は緩和を講じること。
- 2 水道管路緊急改善事業について、採択基準における水道料金、給水収益に占める企業債残高等の指標値を撤廃又は緩和するとともに、対象となる水道管の布設経過年数の要件の緩和を講じること、また、配水支管までを交付対象とすること。